

奈良県移住・就業・起業支援事業における広陵町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 広陵町は、奈良県地方創生総合戦略及び広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、広陵町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、奈良県と共同して行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から広陵町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとし、移住支援金の交付については、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

(対象者要件)

第3条 交付対象者は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号又は第3号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては、第4号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるアからウまでに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 転入直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内

に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

- (イ) 転入直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、転入の3月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和元年8月1日以降に転入したこと。
- (イ) 移住支援金の申請時において、転入後3月以上1年以内であること。ただし、起業については事業年度の11月末日までに転入し、当該年度の2月末までに移住支援金の申請をしていること。
- (ウ) 広陵町に移住支援金の申請をした日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団（広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定す

る暴力団をいう。)等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(ウ) 暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。

(エ) 日本人であること、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条の特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(オ) その他奈良県又は広陵町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が奈良県内に所在すること。

イ 就業先が、奈良県が移住支援金の対象として奈良県マッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。

オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトにイの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件

1年以内に奈良県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(4) 世帯に関する要件（世帯向けの額を申請する場合に限る。）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年8月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、広陵町移住支援金交付申請書（第1号様式）、移住先の就業先の就業証明書（第2号様式）及び本人確認書類に加え、前条第1号の要件を満たし、かつ同条第2号又は第3号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては同条第4号の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに広陵町移住支援金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知

するものとする。

- 2 審査の結果支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金を交付することができない場合においても、申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第6条 前条の規定により広陵町移住支援金交付決定通知書を受けた者は、速やかに広陵町移住支援金交付請求書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 奈良県及び広陵町は、奈良県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、奈良県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして奈良県及び広陵町が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した広陵町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した広陵町から転出した場合

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、奈良県及び広陵町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の奈良県移住・就業・起業支援事業における広陵町移住支援金交付要綱（以下「新要綱」という。）第3条第1号アの規定は、新要綱の施行後の転入者について適用し、新要綱の施行前の転入者については、なお従前の例による。